



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40

三井生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

一般社団法人福岡中央青色申告会の設立記念式典が開催されました

去る6月6日(水)、ANAクラウンプラザホテルにて、一般社団法人福岡中央青色申告会の設立記念式典を開催いたしました。

当日は、公務ご多用の中、福岡国税局より立花史郎課税第一部長、川久保孝二個人課税課長をはじめとするご来賓の皆さま、友好関係団体の会長、会員の皆さま、福岡県連傘下の各会からも役職員など約200名の皆さまにご参加いただきました。

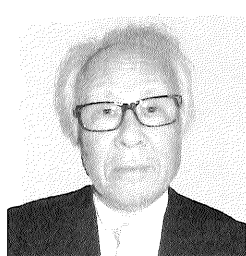
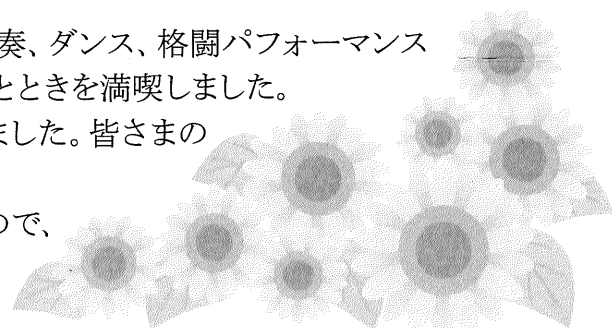
第一部では、上部団体である一般社団法人全国青色申告会総連合より山本幸治前特別顧問の「青色申告会の歩みとこれからの課題」というテーマで記念講演がありました。講演では、戦後の日本における税制の仕組みや青色申告制度の創設、その制度とともに事業者により組成された青色申告会が、どのようにして公平な税制の仕組みを勝ち取っていったのかということ、また、現状の厳しい経済状況をよりよくしていくためにはどのような政策が必要なのかを考えなければならないというお話を、資料を用いながら説明されました。

第二部では、梅原会長より主催者挨拶が行われた後、立花課税第一部長、小川洋福岡県知事、高島宗一郎福岡市長から祝辞を頂戴しました。

その後の祝賀会では、当会会員の皆さまによる、マジックショーやピアノ演奏、ダンス、格闘パフォーマンスなどのアトラクションも交えながら、参加して下さった皆さま方と和やかなひとときを満喫しました。

この度の設立記念式典にご出席くださった皆さま、誠にありがとうございました。皆さまのおかげで、式典並びに祝賀会を盛会のうちに終えることができました。

今後とも会員の皆さま方とよりよい会にしていきたいと思っておりますので、何卒ご支援ご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。



梅原 祐治 会長

本日は公務ご多用のところ、立花史郎 福岡国税局課税第一部長様をはじめ関係各位のご臨席を賜り厚く御礼申し上げます。また、会員皆様におかれましてはご多用のなか、多数の方々のご出席をいただき有難うございます。

さて、ご案内のとおり、当会の上部団体である福岡県青色申告会連合会は事務所を平成16年12月に、北九州市から福岡市へ移転いたしました。翌17年には、福岡国税局、博多税務署、九州北部税理士会をはじめ関係各位のご協力により、会員企業の会計や税務の相談を図る目的で、福岡県青色申告会連合会内に祇園支部として支部を開設することが出来ました。開設時は、支部会員ゼロ、運営資金ゼロからのスタートでしたが、今日では全国青色申告会総連合や福岡県連傘下各会並びに関係各位の暖かいご支援をいただき、青色申告会活動を推進することが出来るようになりました。そして、今や会員数は450名を超えるに至りました。

支部発足以来、会員企業の記帳、決算、確定申告指導を中心に支部活動を推進してまいりました。そのような活動を通して、平成29年分の所得税、消費税の確定申告書には、全会員企業の皆様がマイナンバーを記載して、「e-Tax」で確定申告書の提出をすることができました。

また、公益活動の一環として、ここ数年來、毎年2月16日から3月15日まで、確定申告期間中に、役員や職員を派遣して、確定申告会場の中に設けられている「青色コーナー」で、青色申告の勧奨などの業務に従事してまいりました。

このように、事業活動がスムーズに行われ、青色申告会活動が円滑に運用できる環境が整いました。これをうけて、本年度の4月1日をもって、祇園支部を福岡県連から独立して、新しく一般社団法人福岡中央青色申告会を設立いたしました。設立に際しましては、福岡国税局や博多税務署、九州北部税理士会をはじめ関係各位のご支援、ご協力をいただき、心より厚く御礼申し上げます。

今後は、一般社団法人福岡中央青色申告会として、公益活動を通して広く地域社会に貢献してまいり所存でございます。ここに、お誓い申し上げ、挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

平成30年分所得税の予定納税があります

平成29年分の申告納税額が15万円以上の方については、7月31日(火)に平成30年分所得税の予定納税(第1期)があります。支払いの準備をしておきましょう。

予定納税の減額申請について

廃業や休業、転業、失業をした場合や、災害を受けたり、業績不振などのため、平成30年分の所得税の見込税額が平成29年分の所得税よりも明らかに少なくなると見込まれる場合など、税務署から通知された予定納税基準額よりも少なくなると見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます。

減額申請をする場合の申告納税見積額は、平成30年分の所得の見積額や所得控除の見積額などを基として計算されます。

減額申請書の提出期限は年2回

- (1) 7月減額申請
平成30年6月30日の現況で申告納税見積額を計算し、7月17日(火)までに税務署に提出しなければなりません。
- (2) 11月減額申請
平成30年10月31日の現況で申告納税見積額を計算し、11月15日(木)までに税務署に提出しなければなりません。

予定納税が多すぎた場合 税務署からの予定納税通知に従って納税をした金額が、平成30年分の確定申告により算出された税額よりも多かった場合には、税務署は利息をつけて返金します。
予定納税に関するご相談はご予約の上、事務局にご連絡下さい。

加入者の皆様へ 全青色共済制度

当会の共済事業活動にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、全青色共済・傷害・入院疾病の保険期間(平成30年6月1日～平成30年11月30日)の会費・保険料を、ご指定を頂いております銀行口座より下記の振替日に口座振替をさせて頂きました。ありがとうございました。

- ◎全青色共済・特約/平成30年5月23日(水)
- ◎全青色傷害/平成30年5月28日(月)
- ◎全青色入院疾病/平成30年5月28日(月)

なお、通帳上の表示は「サンセイシュウノウ」または「ニコス」となっていますのでご確認ください。
加入内容につきましては、別便で送付しました、加入者ハガキをご確認ください。ようお願いします。
また、領収書につきましては、送付を省略させていただいています。ご了承ください。
今後とも、全青色共済制度をよろしくご厚意申し上げます。

お問い合わせ先
(一社)小倉青色申告会
☎093-511-1588
担当者/徳永

「第41回青色学級」が 開催されました!!

今回は、身近にある疑問をテーマに事務局で何をするか考えました。
そこで目を付けたのが、相続と年金でした。もちろんプロフェッショナルの先生をお呼びして青色学級がスタートしました。講師には、司法書士の柳先生、社会保険労務士の平井先生。お二人とも笑顔がキュートで説明の上手な先生でした。もちろん当会の会員さんです。

柳先生の講演では、遺言の重要性・相続をスムーズに進めるには事前準備が大事!残された家族がいかに仲良く幸せに暮らしていけるかなど、心打たれるお話でした。

平井先生の講演では、年金の中でも障害年金の内容を詳しく教えていただきました。障害者年金と障害年金の違いに始まり、病気やケガでもらえる年金、請求の仕方等どれも参考になり勉強になりました。

しかしながら、お二人の先生のお話を聞けば聞くほど、我々はプロフェッショナルの先生たちに相談して書類の作成から手続きまでしてもらおうのが、一番いいなあ〜ってつくづく感じました。先生方ありがとうございました。

参加者の皆様のアンケートを一部ご紹介いたします。

- ・非常に役に立つことばかりでよかったです。 ・障害年金の事は知らなかったのも、とても為になりました。
 - ・初めて出席しましたが、相続の事などは大変勉強になりました。 ・参加者が少ないのが残念でした。
- など、たくさんの感想がありました。ご協力ありがとうございました。

※次回は、今回のアンケートの中より健康に関するテーマ(病気、薬)・お金の運用の仕方、税金対策等を考えております。
たくさんの参加お待ちしております。

【税のカレンダー】

- 個人事業税の納付(第1期分)
・納期限……………8月31日
- 個人の都道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)
・納期限……………8月31日
- 個人事業税者の30年分の消費税・地方消費税の中間申告
・申告期限……………8月31日

事務局からのお知らせ

7月から1月まで外部向けの講習会が始まります。記帳指導等でご迷惑をお掛けすることもあると思いますが、ご了承ください。ご予約の際は、各担当者に日程の確認をお願い致します。

《お知らせ》7/25(水)研修会の為、事務局を留守にします。
8月13・14・15日はお盆休みとさせていただきます。

8月2・7・24日……徳永不在
7月23・27・8月1・8・9・20・22・24・29・31日……中村不在